

会員規約(使用者支払型法人用)

第1章 総則

第1条 (法人会員とカード使用者)

1. 株式会社みなしカード（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）が運営するカード取引システム（以下「JCBカード取引システム」という。）に当社およびJCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体（以下総称して「法人等」という。）で両社が審査のうえ入会を承認した法人等を法人会員といいます。
2. カード（第3条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）の使用者として法人会員によって指定され、かつ本規約を承認のうえJCBカード取引システムに申し込まれた個人の方で、両社が審査のうえ入会を承認した方をカード使用者といいます。
3. 法人会員とカード使用者を併せて会員といいます。
4. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
5. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区別があります。会員区分により、カードの利用可能枠、利用範囲、利用方法等が異なります。

第2条 (連帯責任および管理責任者)

1. カード使用者はカード利用（ショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）、第5条の2第4項に定めるWEBサービス等および第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をすることが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）に基づく一切の支払債務を負担するものとします。
2. 法人会員は、当社に対して第9条に定める年会費に係る支払債務を負担するものとします。法人会員およびカード使用者は、当該カード使用者によるカード利用代金その他本規約において法人会員または当該カード使用者が負担するとされる一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし（民法第436条）、法人会員および当該カード使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。
3. 法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者をして本規約を遵守させる義務を負うものとします。
4. 法人等または法人会員は、会員の本規約に基づく入会申込手続き、諸届出（退職等の異動情報を含む。）退会手続きその他の手続きに関し、会員と両社との間の連絡調整を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。
5. 法人会員、またはカード使用者として入会を申し込む方は、管理責任者を通じて入会申込手続きを行うものとします。法人会員は、管理責任者をして、両社所定の入会申込書に、当社の指示に基づき、署名または管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。また、会員は、諸届出、退会手続き等、両社に対する諸手続きを、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾します。法人会員は本項に定める管理責任者の行う手続きについて一切の責任を負うものとします。
6. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。
7. 本規約において特に定める場合を除き、第2項に基づき法人会員および各カード使用者が連帯して負担する債務については、民法の連帯債務に関する規定が適用されるものとします。

第3条 (カードの貸与およびカードの管理)

1. 当社は、カード使用者に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。また、カード使用者は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。
2. カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。
 - (1)カード使用者の氏名
 - (2)カード番号およびカードの有効期限（以下併せて「カード番号等」という。）
 - (3)セキュリティコード（カード裏面に印字される場合には、署名欄（サインパネル）に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）
3. セキュリティコード（カード裏面に印字される場合には、署名欄（サインパネル）に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、カード使用者は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。
3. カードの所有権は当社にあります。カード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、カード使用者本人以外は使用できないものです。カード使用者は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは、担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用されることを一切してはなりません。

第4条 (カードの再発行)

1. 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、両社が審査のうえ承認した場合、カードを再発行します。この場合、カード使用者は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。
2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、会員は予めこれを承認します。

第5条 (カードの機能)

1. カード使用者は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章（ショッピング利用）に定める機能を利用するることができます。
2. ショッピング利用は、会員が加盟店（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

第5条の2 (WEBサービス等)

1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure(TM)」（以下、併せて「MyJCB等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全てのカード使用者は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にないカード使用者は、MyJCB等を利用する必要はありません。
2. MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
3. カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
4. 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、「JCB法人口カードWEBサービス」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、「MyJCB等」とその他のWEBサービスと併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者ではWEBサービス等の利用内容が異なります。法人会員は「JCB法人口カードWEBサービス」に、入会時または入会後遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための両社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。
5. カード使用者は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それらを

場合には、第32条第1項(6)に基づき会員の期限の利益を喪失させ、第33条第3項(6)、(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。

3.前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。

4.第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
- (2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

第11条の3（マネー・ローンダーリング等の禁止）

会員は、マネー・ローンダーリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等をすること、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダーリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダーリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第12条（業務委託）

会員は、当社が代金決済事務その他の事務等をJCBに業務委託することを予め承認するものとします。

第2章 会員情報の取り扱い

第13条（会員情報の収集、保有、利用、預託）

- 1.会員等は、両社が会員等の会員情報をつき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1)本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を収集、利用すること。
 - ①法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、Eメールアドレス等、法人会員等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、Eメールアドレス、勤務先、カードの利用目的等、カード使用者等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ③入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
 - ④カード使用者のカードの利用内容、会員の支払い状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
 - ⑤法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た年商・損益等、当社またはJCBが収集したカード使用者等のクレジット利用・支払履歴。
 - ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。
 - ⑦当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
 - ⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。
 - ⑩インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。
 - (2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
 - ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ②当社もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当社もしくはJCBまたは両社の事業（当社またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査およびカード使用者等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。
 - ③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - ④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
 - ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他の各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
 - (3)本契約に基づき当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を当該業務委託先に預託すること。
 - (4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項①⑨⑩の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員の財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求める場合、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項①⑨⑩の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。
 - 2.会員等は当社、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理目的のため、第1項(1)①②③④⑤の会員情報を(第14条により個人信用情報機関からのみ取得された会員情報を除く。)を共同利用することに同意します(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
 - 3.会員等は、当社またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
 - 4.カード使用者は、法人会員がカード使用者管理業務、経費処理業務、第27条第2項に定める債務弁済業務および本規約に基づく業務なら

利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。

- 2.カード使用者は、加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。
- 3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。
- 4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。
- 5.通信料金等両社所定の継続的役務については、カード使用者がカード番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。カード使用者は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBがカード使用者に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第33条第1項なお書き、第33条第3項および第2条第2項に従い、支払義務を負うものとします。
- 6.カード使用者のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
- 7.ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。
 - (1)当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じてカード使用者本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2)当社、JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社またはJCBにおいてカード使用者のカード番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報とカード使用者が両社に届け出ている会員情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
 - (3)カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。
 - (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。
- 8.当社は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。会員は、加盟店から購入した商品・権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとし、会員の当社に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。
- 9.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング1回払い利用可能枠（第19条第1項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
 - (1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
 - (2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
 - (3)現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式
- 10.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。

第23条（立替払いの委託）

- 1.会員は、第22条第1項の定めのとおり、カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
 - (1)当社が加盟店に対して立替払いすること。
 - (2)JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。
 - (3)JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
 - (4)JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。
- 2.商品の所有権は、当社が加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。

第24条（ショッピング利用代金の支払区分）

ショッピング利用代金の支払区分は、すべてショッピング1回払いとなります。

第25条（ショッピング利用代金の支払い）

カード使用者は、標準期間におけるショッピング利用代金につき第23条に定める当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に支払うものとします。

第26条（欠番）

第4章 お支払い方法その他

第27条（約定支払日とお支払い方法）

- 1.毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、カード使用者は、ショッピング利用代金（以下「約定支払額」

会員は、会員と当社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず法人会員の所在地またはカード使用者の住所地、当社もしくはJCBの本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第38条 (準拠法)

会員と両社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第39条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第40条 (会員規約およびその改定)

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないとい認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

附則

第5条の2第1項に基づき、カード使用者が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該カード使用者につき、順次MyJCB等の登録を行います。

2025年2月28日現在

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

(KKN01 · 00016 · 20250228)

コンビニエンス払込票発行等手数料に関する特約(使用者支払型法人用)

本特約は、カード使用者が、JCB会員規約（使用者支払型法人用）（以下「会員規約」といいます。）の定めにかかわらず、当社が発行したコンビニエンス払込票（以下「払込票」といいます。）を使用してカード利用代金を当社に支払う場合の、払込票発行および送付に係る手数料について、会員規約の内容を改定したため、これを特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。また、カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、「当社」を「JCB」と読み替えるものとします。

第1条 (本特約の適用範囲およびその効力)

- 1.本特約は、会員規約に定めるすべての法人会員およびカード使用者に適用されるものとします。
- 2.本特約の内容が、会員規約または会員規約に付帯する他の会員規定・特約等と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

第2条 (お支払い方法)

- 1.カード使用者は、会員規約（約定支払日とお支払い方法）第1項本文に基づき、両社に対して、有効なお支払い口座を届け出るものとします。
- 2.カード使用者は、当社に届け出たお支払い口座に変更がある場合には、変更後の新たなお支払い口座によりカード利用代金の口座振替を行うことに支障のないよう、会員規約（届出事項の変更）第1項に基づき、遅滞なく両社に届け出るものとします。
- 3.カード使用者が第1項または第2項の義務を遅延した場合、当社が他の方法を指定しない限り、カード使用者は、口座振替が可能となるまでの間、会員規約（約定支払日とお支払い方法）第1項第2文に基づき、コンビニエンスストア等の収納代行業者による収納代行の方法により、カード利用代金を当社に支払うものとし、当社はカード使用者に対して、カード使用者の同意を要することなく、当該収納代行のための払込票を発行して送付します。

第3条 (払込票発行等手数料の支払義務)

当社が前条第3項に基づきカード使用者に対して払込票を発行・送付した場合、カード使用者は、収納代行業者に対してカード使用者が直接支払う手数料とは別に、当社に対して、払込票の発行および送付に係る手数料（以下「払込票発行等手数料」といいます。）として当社が定める額を支払うものとします。法人会員は、カード使用者の当該債務につき、会員規約（連帯責任および管理責任者）第2項に基づき、カード使用者と連帯して当該債務を負担するものとします。

第4条 (払込票発行等手数料の支払時期および支払方法)

カード使用者は、前条に基づき当社から払込票の発行・送付を受けた場合、その翌月の約定支払日に、払込票発行等手数料を、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。

第5条 (払込票発行等手数料の支払義務を負わない場合)

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、カード使用者は、払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は、当月の払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとするか否かは、当月の明細確定通知までに確定させるものとします。

(1)前号に定める払込票発行等手数料の支払いに対応する約定支払日がカード入会年月日から90日経過していない場合

(2)前号のほか、当社が払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合

第6条 (払込票発行等手数料の変更)

- 1.当社は、経済・社会的環境の変化または営業上の理由により、払込票発行等手数料の金額を変更することができるものとします。この場合、当社は、当該変更を行う3ヵ月前までに、次項および第3項で定める方法により、法人会員およびカード使用者に対して周知するものとします。

- 2.法人会員に対する周知は、Eメールまたは書面による通知により行います。

- 3.カード使用者に対する周知の方法は、以下のとおりとします。

(1)カード使用者が当社にEメールアドレスを届け出ている場合には、当社はEメールによる通知を行います。

(2)手数料の変更を行う前の3ヵ月間に、当社がカード使用者に対して、第2条第3項に基づき払込票を発行する場合には、当該払込票送付の際にお知らせします。

(3)上記(1)(2)のいずれにも該当しない場合、当社はWEBサイトに公表する方法をもって、カード使用者に周知するものとします。カード使用者は、手数料の変更に関する個別の通知を希望する場合には、当社に対して、Eメールアドレスを届け出るものとし、上記(1)(2)のいずれにも該当しない結果、手数料変更に関する個別の通知を受けられなかったことをもって、当社に対して、異議を述べないものとします。

第7条 (本特約の変更)

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

(CON04 · 20220120)

〈ご相談窓口〉

- 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー JCB インフォメーションセンター
東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700
福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

- 3.本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、当社では会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護管理者(代理人お客様相談室長)を設置しております。

(GSH00999 · 20090301)

株式会社みなとカード
お客様相談室
〒651-0170 神戸市中央区西町35番地
078-322-2222

(00016 · 20230821)

株式会社ジェーシービー
お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
0120-668-500

(00000 · 20230331)

〈共同利用会社〉

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート
利用目的：保険サービス等の提供

(KRG00777 · 20250228)

〈加盟個人信用情報機関〉

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー(CIC)(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

※個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、
④⑤となります。

※上表の他、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

<提携個人信用情報機関>

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

電話番号 03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

●株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号 0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

*全国銀行個人信用情報センター・JICCの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター・JICC開設のホームページをご覧ください。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター

(KSK77H · 20250228)

以下の規定については、Oki Dokiポイントプログラムの対象となる方に適用されます。

・ Oki Dokiポイントプログラム利用規定

<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>



(OKB777 · 20200331)

<個人情報の共同利用について>

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

(KD016000 · 20250228)